

諮問日：令和元年8月5日（令和元年度（情）諮問第14号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（情）答申第24号）

件名：東京高等裁判所において特定の裁判官を嚴重注意処分とした際に作成した
文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

東京高等裁判所が平成30年3月15日付けで特定の裁判官を嚴重注意処分とした際に作成した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、「注意書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和元年6月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示申出文書に該当する文書として、本件対象文書に関する決裁文書が別に存在するといえる。
- 2 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が、特定の裁判官における特定の対応を注意したという内容である場合、インターネットで公表されている事実関係であるため、不開示情報に相当しないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書には嚴重注意の内容が記載されており、これは行政機関の保有

する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

また、本件不開示部分は、当該裁判官に対する分限裁判の決定において明らかにされていない部分であるところ、本件不開示部分を開示すると、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、管理、保存について好ましくない影響が生ずるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになる（同条6号ニ）。

なお、苦情申出人は、本件不開示部分がインターネットで公表されている可能性を主張するが、裁判所において本件不開示部分を公表したことはない。

- 2 苦情申出人は、本件対象文書に関する決裁文書が別に存在すると主張するが、東京高等裁判所が平成30年3月15日付けで行った嚴重注意は、下級裁判所事務処理規則21条に基づき、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的な効果を伴わない措置であると解される。そして、同条によれば、その主体は、高等裁判所においては高等裁判所長官とされており、専ら高等裁判所長官の責任において、注意の要否やその態様等を決することが予定されている。また、同条には注意の方法等についての規定はなく、他に注意の方法や文書の作成の要否等に関する定めも見当たらない。

したがって、東京高等裁判所長官が同条に基づく嚴重注意に係る意思決定を行うに際し、本件対象文書以外の文書の作成が必ず求められるものではない（平成29年度（情）答申第1号参照）から、本件対象文書以外の文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年11月15日 本件対象文書の見分及び審議

④ 同年12月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件対象文書は特定の裁判官に対する注意書であり、その記載内容を踏まえれば、本件対象文書に記載された情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。そして、当該裁判官に対する分限裁判の決定とその内容を比較して確認したところ、本件不開示部分には、同決定において明らかにされていない事項が記載されていると認められる。このことからすれば、本件不開示部分について、同号ただし書イに該当する情報に相当する記載は認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、本件対象文書が裁判官に対する注意書であり、注意書の記載内容はそれぞれの事案に応じて検討されるものであると考えられることからすれば、本件不開示部分を公にすると、人事管理に係る事務に関与する判断権者等に対し、文書の作成、管理及び保存について好ましくない影響が生ずることなどによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

なお、苦情申出人は、本件不開示部分が苦情申立人の主張する内容のものである場合にはインターネットで公表されている事実関係である旨を主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判所において本件不開示部分を公表したことはないとのことであるから、本件不開示部分が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に相当するとはいえない。したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

よって、本件不開示部分は、同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 苦情申出人は、本件開示申出文書に該当する文書として、本件対象文書に関

する決裁文書が別に存在するといえる旨主張する。

この点について、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示の申出に係る嚴重注意は、下級裁判所事務処理規則 21 条に基づくものであるとのことである。同条の規定によれば、同条に基づく注意は、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行われるものであり、懲戒処分のような制裁的な効果を伴わない措置であると解され、注意の主体は、高等裁判所においては高等裁判所長官とされ、専ら高等裁判所長官の責任において、注意の要否やその態様等を決することが予定されている。また、同条には注意の方法等についての規定はなく、他に注意の方法や文書の作成の要否等に関する定めも見当たらない。これらのことからすれば、高等裁判所長官が同条に基づく注意に係る意思決定を行うに際し、文書の作成が必ず求められるものではないと認められる（平成 29 年度（情）答申第 1 号参照）。

このことを踏まえて検討すれば、東京高等裁判所において、本件対象文書以外に、苦情申出人が指摘する決裁文書を含め、本件開示申出文書に該当する文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高等裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法 5 条 1 号及び 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められ、東京高等裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人